

都留市議会ハラスメント防止条例

(令和 7 年 6 月 12 日条例第 24 号)

市民から負託を受けた議員は、都留市議会議員政治倫理条例(平成 26 年都留市条例第 25 号)の遵守はもちろんのこと、常に高い倫理観をもって行動し、市政の発展に資すべきである。

全ての者が互いに人格を尊重し、信頼し合うことがお互いの能力を十分に発揮させることとなる。

ハラスメントは、相手の人格及び尊厳を侵す人権問題であり、職務への支障をきたすことにもつながり、ひいては市民サービスを低下させ、都留市議会に対する市民の信用及び信頼を失わせる行為である。そのため、都留市議会は、ハラスメントを防止し根絶することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、都留市議会議員(以下「議員」という。)と職員又は議員の間におけるハラスメントへの対応を定めるとともに、抑止力としてハラスメントの未然防止機能を発揮することにより、市民から信頼される都留市議会(以下「議会」という。)の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員、同条第 3 項第 1 号から第 2 号まで、第 3 号、第 3 号の 2 及び第 5 号に規定する特別職の職員(議員を除く。)、同法第 22 条の 2 に規定する会計年度任用職員その他市の業務に従事する職員をいう。
- (2) ハラスメント 相手方の人格・尊厳を著しく害し、相手方に精神的・身体的な苦痛を与え、又は相手方の不利益若しくは勤務意欲の低下をもたらす言動であって、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものをいう。

ア パワーハラスメント 優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、当該相手方の勤務環境(議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。)を害することとなるもの

イ セクシャルハラスメント 相手方に不快感を与える性的な言動であって、当該相手方の勤務環境を害することとなるもの

ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動であって、当該相手方の勤務環境を害することとなるもの

エ アからウまでに掲げるもののほか、その他のハラスメント行為又は相手方を誹謗中傷する言動であって、当該相手方の勤務環境を害することとなるもの

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員と職員又は議員の間において生じた問題について適用する。

(議員の責務)

第4条 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、その能力の発揮又は良好な勤務環境を阻害する行為であることを自覚し、自らの言動を厳しく律するとともに、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 議員は、自身によるハラスメントがあると疑われるときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果さなければならない。

3 議員は、ハラスメントに当たる言動を認識した場合、当該言動を行っている議員に対し厳に慎むべきである旨を指摘しなければならない。

(議長の責務)

第5条 議長は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントに係る相談があった場合には、必要に応じてハラスメントの防止のための対策及び措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(研修等の実施)

第6条 議長は、議員によるハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修等を行うものとする。

(相談窓口の設置)

第7条 議長は、議員によるハラスメントに関する相談に対応し、公正かつ円滑な解決を図るため、都留市議会事務局(以下「議会事務局」という。)にハラスメント相談窓口を置くものとする。

(事実関係の調査)

第8条 議長は、前条のハラスメント相談窓口に相談があったとき又はその他議員によるハラスメントの疑いが生じたときは、速やかに当該事案に係る事実関係を調査するものとする。

2 議長は、必要があると判断したときには、有識者に調査を依頼することができる。

(対策委員会の設置)

第9条 議長は、前条の規定による調査結果に基づき、とるべき対策及び措置について検討する必要がある時には、都留市議会ハラスメント対策委員会(以下「対策委員会」という。)を設置することができる。

2 対策委員会の組織は、次のとおりとする。

(1) 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

(2) 委員長は、議会運営委員会委員長をもって充て、議会運営委員会委員長がハラスメントの当事者又は関係者であるときには議会運営委員会副委員長を充てる。

(3) 委員は、弁護士その他のハラスメントに関する専門的な知識又は経験のある有識者を議長が委嘱するほか、議員と職員の間のハラスメントについては、次の者を任命することができる。

ア 総務部長

イ 総務課長

ウ 職員組合が推薦する職員

3 対策委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、会議を招集し、会務を総括する。
- (2) 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- (3) 対策委員会の検討結果は、議長へ報告書として取りまとめ、報告する。
- (4) 対策委員会は、当事者のプライバシー保護のため、秘密会とする。
- (5) 対策委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(対策及び措置)

第 10 条 対策委員会の検討における判断ごとにとるべき対策及び措置は、次のとおりとする。

- (1) 議長は、対策委員会の検討において、再発防止対策及び措置が必要であると判断されたものは、その判断に基づき必要な対策及び措置を講じなければならない。
- (2) 対策委員会における検討結果の報告を受け、議長が特に重大事案であると認めるときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名を公表するとともに、ハラスメントの防止について必要な対策を講じるものとする。

2 前項第 2 号の規定による氏名の公表を行うときは、議長は当該議員に弁明の機会を与えなければならない。

(被害者等のプライバシーの保護)

第 11 条 議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの確保に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(議長の職務代行)

第 12 条 議長がハラスメントの関係者となったときは副議長が、議長及び副議長が共にハラスメントの関係者となったときは議会運営委員長が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。